

別記様式(第5条関係)

要介護認定等資料の情報提供依頼書

年 月 日

(宛先) むかわ町長

むかわ町要介護認定関係資料の情報提供に関する取扱要綱第5条第1項の規定により、次のとおり介護保険被保険者の要介護認定及び要支援認定に関する事項が記載された資料の提供を求めます。なお、当該資料の提供を受けた場合は、裏面の事項を遵守することを誓約します。

申込者	個人	フリガナ 氏名								印								
		住所			電話	( )	—											
	事業者	名称								印								
		所在地			電話	( )	—											
	窓口 に来た方	氏名				役職名等												
本人との関係		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型サービス事業者																
被保険者	フリガナ 氏名					被保険者 番号												
	生年月日	年 月 日			性別	男 ・ 女												
	住所																	
提供を求める 資料		<input type="checkbox"/> 介護認定審査会資料(一次判定結果、中間評価項目得点表は除く。)																
		<input type="checkbox"/> 認定調査票(特記事項)																
		<input type="checkbox"/> 主治医意見書【主治医の同意がない場合は情報提供できません。】																
提供の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付																

※ 町記入欄

決定年月日	備 考				
年 月 日	決定内容    決 定    ・    却 下				
通知年月日					
年 月 日					
認定有効期間	課 長				
年 月 日から 年 月 日まで					

※ 申込の際は、本人等であることを証明する書類の提出又は提示が必要です。

(裏面)

認定資料の情報提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 情報提供された認定資料に係る情報は、本人の介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。
- 2 情報提供された認定資料は、サービス担当者会議等において用いる場合、予め本人の同意を文書により得ておかなければならないこと。
- 3 情報提供を受けた介護事業者等は、自らの職員又は職員であった者が、第 1 号の行為を遵守するよう必要な措置を講ずること。
- 4 交付された写しは、厳重に管理し紛失又は破損しないよう適正な保管に努めること。  
なお、誤って写しを紛失又は破損した場合は、直ちに町に連絡しその指示に従うこと。
- 5 むかわ町から交付された写しの提示又は提出若しくは返還を求められた場合は、速やかにこれに応じること。
- 6 サービス提供の契約期間が終了した場合等、提供された資料を所持する必要がなくなったときは、当該資料を責任をもって破棄すること。
- 7 むかわ町長は、認定資料の情報提供を受けた情報提供申込者が 1 から 6 に規定する事項を遵守しなかった場合は、その後の当該情報提供申込者に対する認定資料の情報提供を拒否できるものとする。